

平成18年
10月から

国保と老人保健が変わります

健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、次の内容が改正されます。

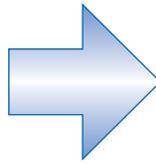
ここが
変わります!

一定以上所得者の自己負担割合

現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

平成18年9月30日まで

一定以上所得者	2割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割



平成18年10月1日から

一定以上所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

ここが
変わります!

一般・一定以上所得者の自己負担限度額

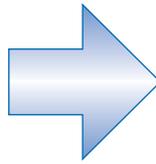
1か月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。その自己負担限度額が、低所得者に配慮しつつ、一部引き上げられます。

※高額医療費の支給には申請が必要です。

※入院の場合、窓口での負担は世帯単位の自己負担限度額までとなります。

平成18年9月30日まで

	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	40,200円
一定以上 所得者	40,200円	72,300円 <small>(医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12ヶ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円)</small>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



平成18年10月1日から

	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	44,400円
一定以上 所得者	44,400円	80,100円 <small>(医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12ヶ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)</small>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

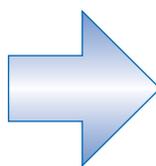
ここが
変わります!

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均衡を図る観点から、所得に応じて食費と居住費を負担することになります。負担額は介護保険と同額になります。

平成18年9月30日まで

食材料費相当を負担
24,000円



平成18年10月1日から

食 費
42,000円
居 住 費
10,000円

●所得の低い人は負担が軽減されます

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみ負担となります。

～障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指して～

平成18年4月の「障害者自立支援法」施行により

10月からの福祉サービスが変わります

福祉サービスの体系 はこう変わります

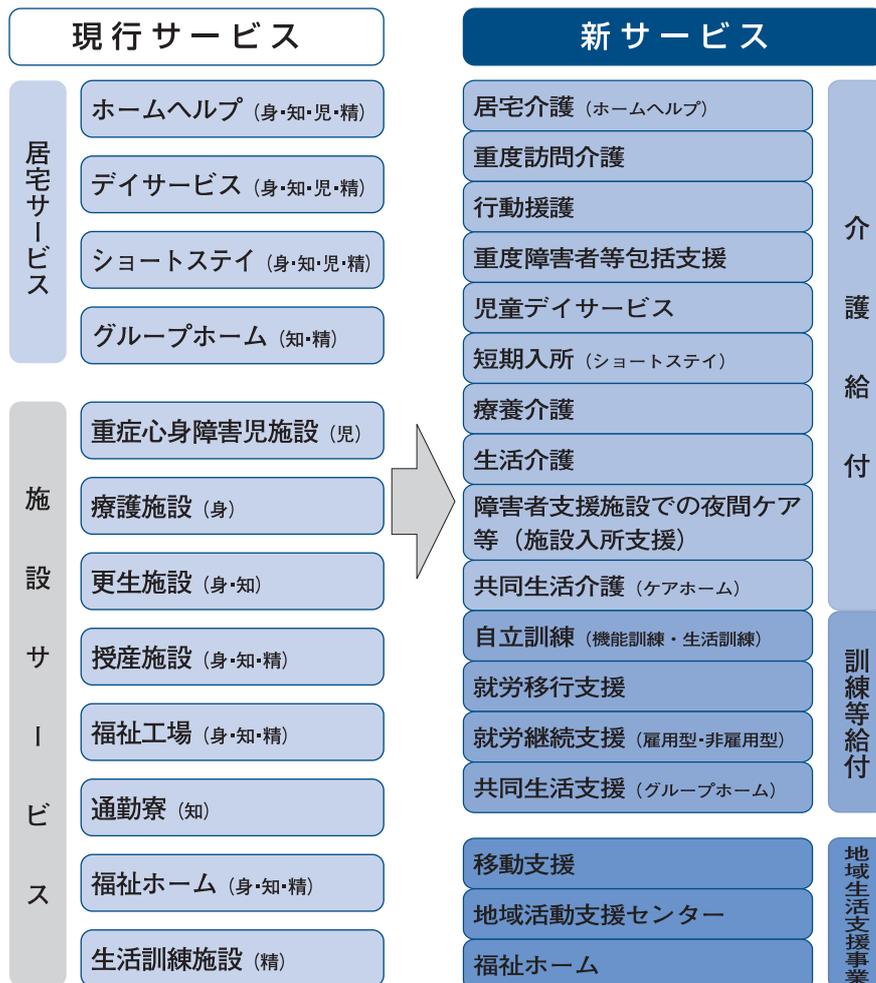
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



(注) 右表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系



補装具と日常生活用具の制度はこう変わります

これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具 ※ストマ用具は10月から日常生活用具に変わります。

■補装具費の支給

- これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

■日常生活用具の給付（貸与）

- 給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

詳しくは、上島町各総合支所住民課及び住民福祉課へお問合せください。